

む こ がわ  
武庫川流域総合治水推進計画(仮称)※  
【県原案】※ 《改訂版》

＜見消抜粋版（自主的修文）＞

※標記の計画は、今後制定する「武庫川流域における総合的な治水対策の推進に関する要綱(仮称)」に基づき、県及び流域市によって設置される「武庫川流域総合治水推進協議会(仮称)」において策定を予定している。

ここに示した【県原案】は、河川整備計画(原案)審議に関連するため、兵庫県が、流域市の意見を踏まえて、作成したものである。

※ この資料は、よりわかりやすい計画にするため、第68回流域委員会の後、県が自主的に修文を行った該当頁を抜粋したものである。

※ 「武庫川水系河川整備計画(原案)《改訂版》」(第68回流域委員会 資料3-6)を見え消し修正し作成した。

【修文の凡例】

—— は第68回流域委員会(9/16)からの削除箇所

赤字 は第68回流域委員会(9/16)からの追記箇所

平成22年9月

武庫川流域総合治水推進協議会(仮称)

## 2 目標貯留量

県及び市は、流域対策による流出抑制量  $30\text{m}^3/\text{s}$  を確保するため、各市域の目標貯留量を表 3-2 のとおり設定し、自らが管理する学校、公園等の公共施設及びため池等を利用した貯留施設の整備に努めるとともに、当該貯留施設の整備者と施設管理者とが管理協定を締結する等により適正な管理に努め、将来にわたる機能維持に努める。

なお、市が管理する学校、公園等の公共施設の整備は、地先や下流での治水効果を考慮した費用負担のあり方について検討したうえで実施する。

表 3.2 目標貯留量

市域	目標貯留量
篠山市域	約 5 万 $\text{m}^3$
三田市域	約 32 万 $\text{m}^3$
神戸市域	約 6 万 $\text{m}^3$
宝塚市域	約 13 万 $\text{m}^3$
伊丹市域	約 4 万 $\text{m}^3$
西宮市域	約 2 万 $\text{m}^3$
尼崎市域	約 2 万 $\text{m}^3$
合計	約 64 万 $\text{m}^3$

## 3 実施計画の策定

県及び市は、各市域における貯留施設の目標貯留量を達成するため、実施計画を策定し、流域対策を推進する。